

令和6年度における宮城県長期欠席状況調査（公立小中学校）の結果について

宮城県教育庁義務教育課

※宮城県教育委員会では、不登校という言葉は使用せず、学校に登校していない児童生徒、または、登校に不安を抱える児童生徒という言葉を使用しているが、本調査においては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」に定義される不登校についても調査対象としていることから不登校という言葉を使用している。

1 調査の趣旨

令和6年度における児童生徒の長期欠席の状況等を調査・分析することにより、学校に登校していない児童生徒等支援に向けた実効性のある施策の立案につなげる。

2 調査対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 調査対象（令和6年5月1日現在）

（1）児童生徒調査

○県内公立小中学校長期欠席児童生徒（仙台市を除く）

- | | |
|------|--------|
| ・小学校 | 2,619人 |
| ・中学校 | 3,229人 |

（2）学校調査

○県内公立小中学校（仙台市を除く） 359校

- | | | |
|------|------|---------------------------|
| ・小学校 | 231校 | （義務教育学校【前期課程】含む） |
| ・中学校 | 128校 | （義務教育学校【後期課程】及び県立中学校2校含む） |

4 回答方法

（1）児童生徒調査、学校調査とも質問紙法による学校の回答（児童生徒調査については、担任をしていた教師等の見立ての回答）

（2）長期欠席の理由は以下による。理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ選び記入する。

○「病気」

本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者の数（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む）。

○「経済的理由」

家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数。

○「不登校」

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く）の数。

「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意思はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由に登校しない（できない）。

○「その他」

上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数。

「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者。
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者。
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している者。
- ・感染症の回避（ただし、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないとされた者を除く）。

5 調査結果の概要等（別紙）

- (1) 長期欠席状況
- (2) 不登校児童生徒について把握した事実
- (3) 教育機会確保法に基づく、多様な教育機会の確保
- (4) 不登校児童生徒に対する学校内での取組
- (5) アセスメント（見立て）を踏まえた支援計画の作成
- (6) 学校における他機関・病院等との連携
- (7) 家庭での昼時間の過ごし方
- (8) 宮城教育大学協力による分析結果より
- (9) 今後の対応について

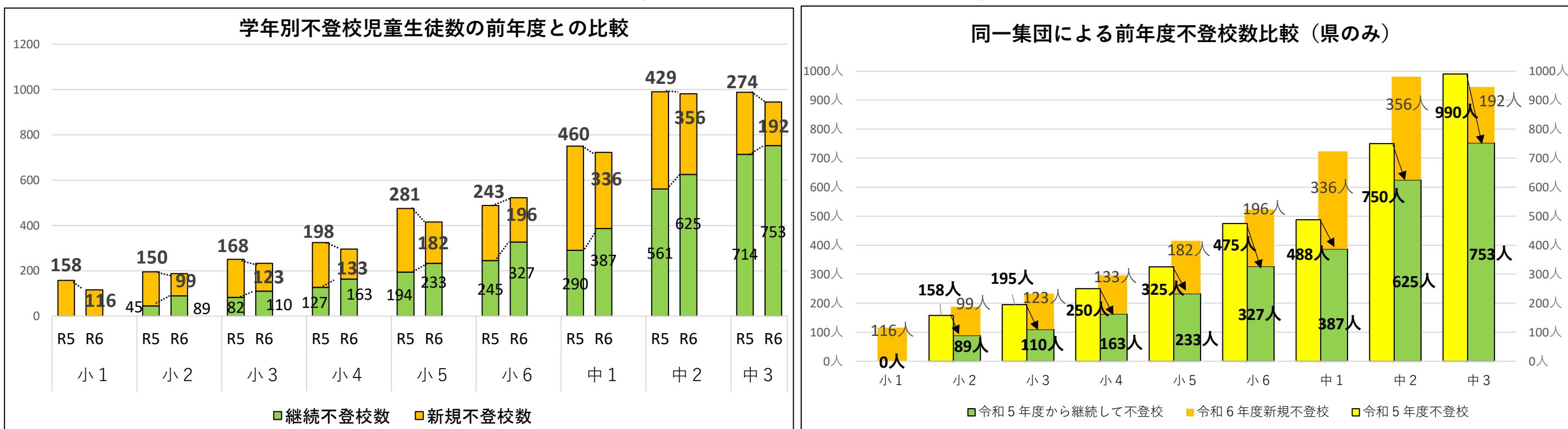
(1) 長期欠席状況

区分 校種		長期欠席児童生徒(人)																		
		病気	経済的 理由	不登校(30日 以上欠席)		(内数) 新規 不登校数		(内数) 50日 以上 欠席		(内数) 90日 以上 欠席		(内数) 出席10日 以下		(内数) 出席0日		その他		総計		
				不登校(30日 以上欠席)		新規 不登校数		50日 以上 欠席		90日 以上 欠席		出席10日 以下		出席0日		その他		総計		
小学校	R6	725	27.7%	0	0.00%	1,771	67.6%	848	47.9%	1,159	65.4%	648	36.6%	111	6.3%	31	1.8%	123	4.7%	2,619
	R6全国	—	26.5%	—	0.0%	—	45.7%	—	47.8%	—	70.5%	—	44.1%	—	7.8%	—	2.6%	—	13.8%	—
	R5	571	22.2%	0	0.0%	1,891	73.6%	1,197	63.3%	1,122	59.3%	612	32.4%	94	5.0%	18	1.0%	106	4.1%	2,568
	増減	154	5.4%	0	0.0%	-120	-6.0%	-349	-15.4%	37	6.1%	36	4.2%	17	1.3%	13	0.8%	17	0.6%	51
中学校	R6	529	16.4%	0	0.0%	2,649	82.0%	884	33.4%	2,078	78.4%	1,494	56.4%	195	7.4%	41	1.5%	51	1.6%	3,229
	R6全国	—	17.5%	—	0.0%	—	27.3%	—	38.6%	—	81.4%	—	60.7%	—	12.4%	—	3.4%	—	4.2%	—
	R5	388	12.3%	0	0.0%	2,728	86.7%	1,163	42.6%	2,096	76.8%	1,500	55.0%	244	8.9%	59	2.2%	29	0.9%	3,145
	増減	141	4.0%	0	0.0%	-79	-4.7%	-279	-9.3%	-18	1.6%	-6	1.4%	-49	-1.6%	-18	-0.6%	22	0.7%	84
R6小中合計		1,254	21.4%	0	0.0%	4,420	75.6%	1,732	39.2%	3,237	73.2%	2,142	48.5%	306	6.9%	72	1.6%	174	3.0%	5,848
R6全国小中		—	21.6%	—	0.0%	—	69.8%	—	42.0%	—	77.2%	—	54.2%	—	10.6%	—	3.1%	—	8.6%	—
R5小中合計		959	16.8%	0	0.0%	4,619	80.9%	2,360	51.1%	3,218	69.7%	2,112	45.7%	338	7.3%	77	1.7%	135	2.4%	5,713
増減		295	4.7%	0	0.0%	-199	-5.3%	-628	-11.9%	19	3.6%	30	2.7%	-32	-0.4%	-5	0.0%	39	0.6%	135

○不登校児童生徒の欠席の態様

小学校不登校数 1,771 人

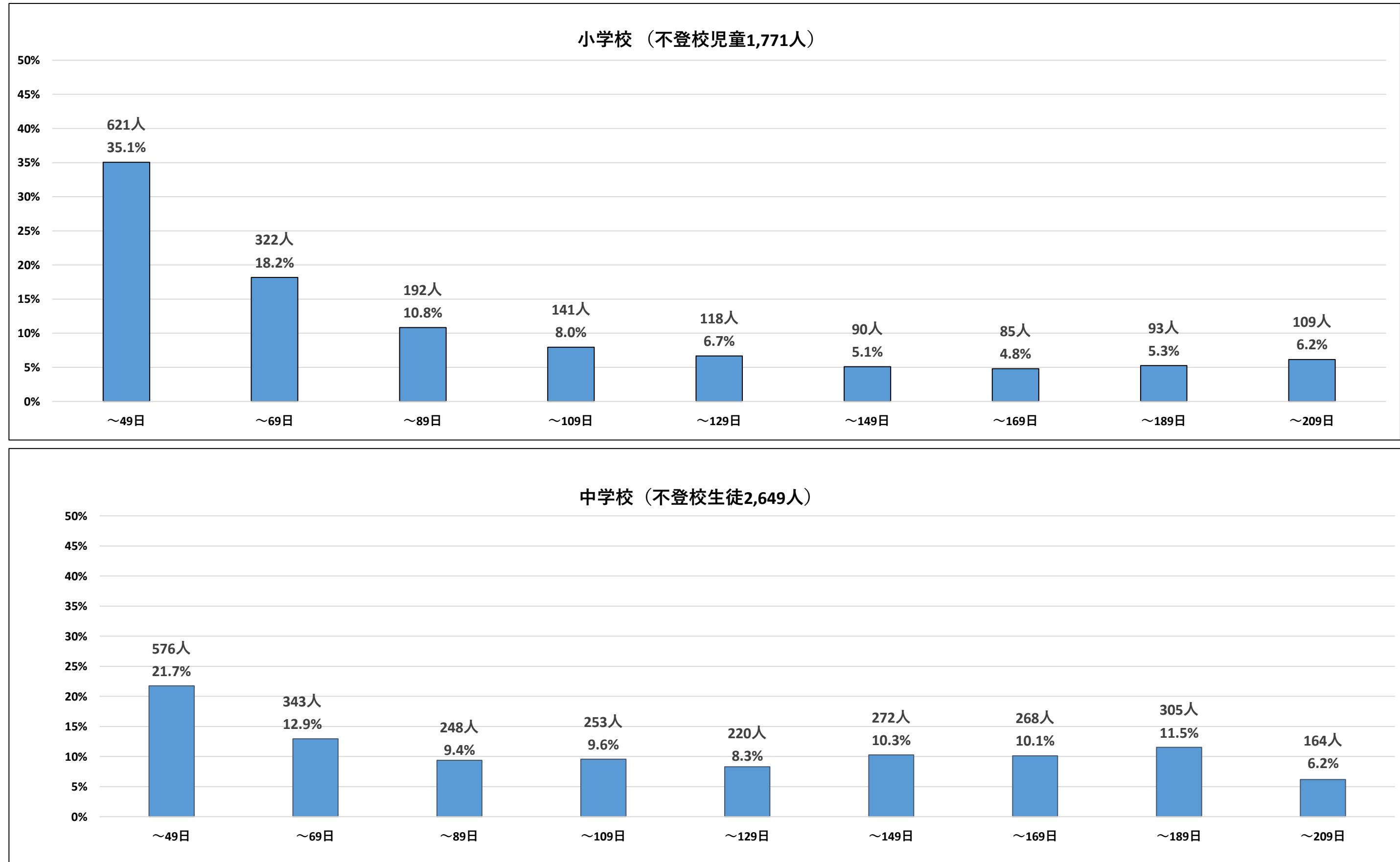
中学校不登校数 2,649 人



○学校に登校していない児童生徒数は、小中学校ともに減少し、令和5年度より小学校で120人、中学校では79人減少した。

○全国と比較すると、50日以上及び90日以上の欠席、出席10日以下及び出席0日は小中学校ともに低くなっている。欠席日数の長期化は一定程度抑えられている。

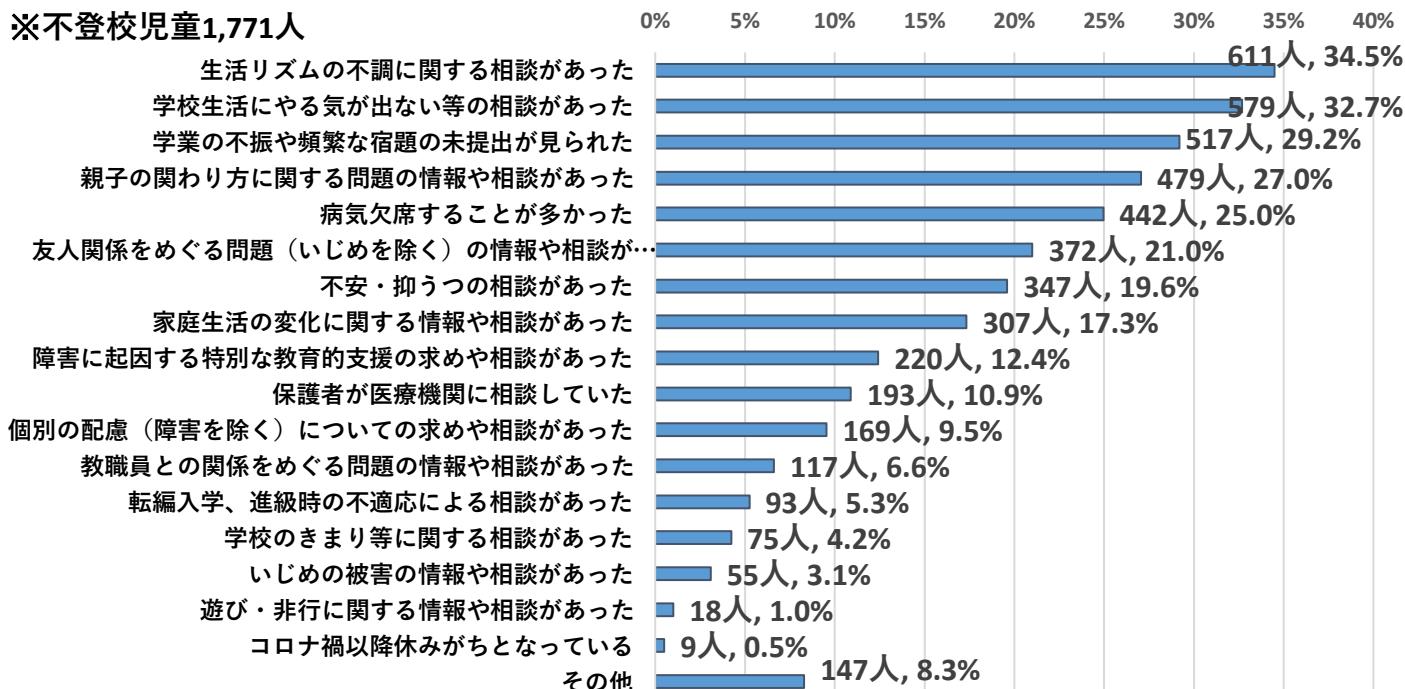
欠席日数の分布



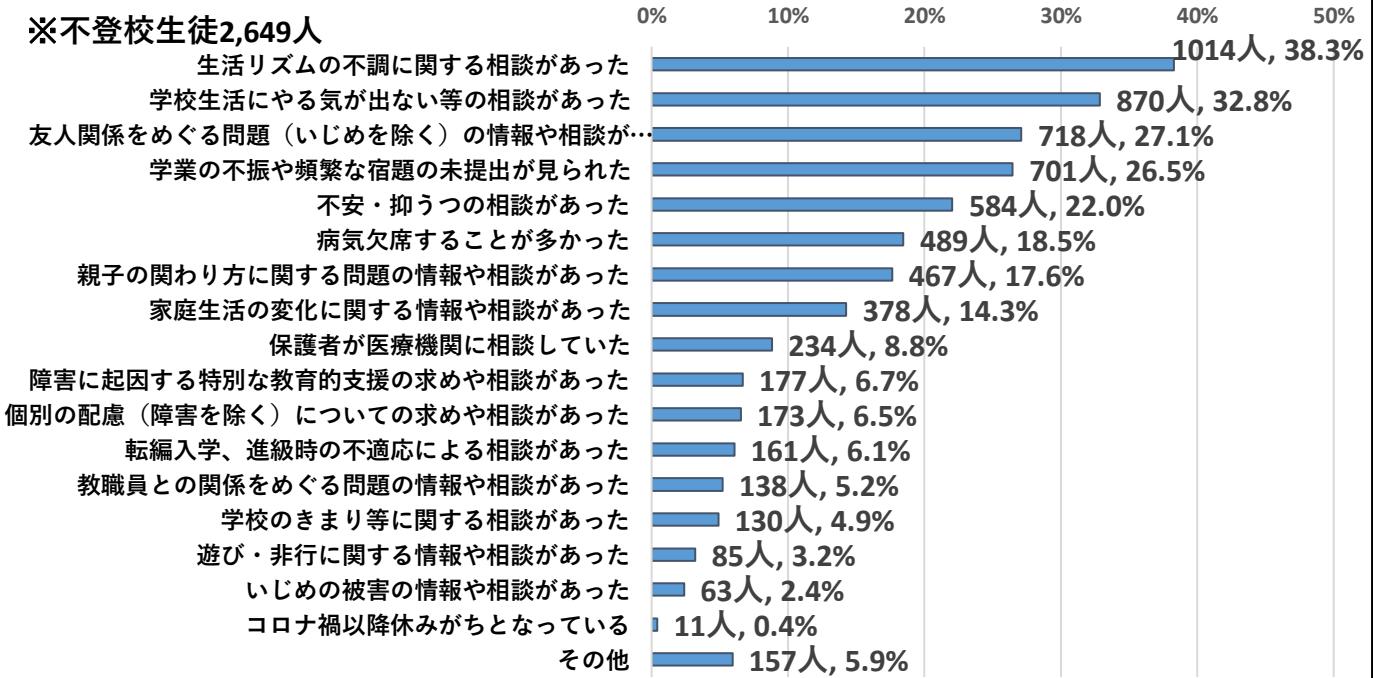
○欠席日数の分布では、欠席49日以下（月に3～5日程度欠席）は小学校で621人（35.1%）、中学校で576人（21.7%）となっている。

(2) 不登校児童生徒について把握した事実(複数回答)

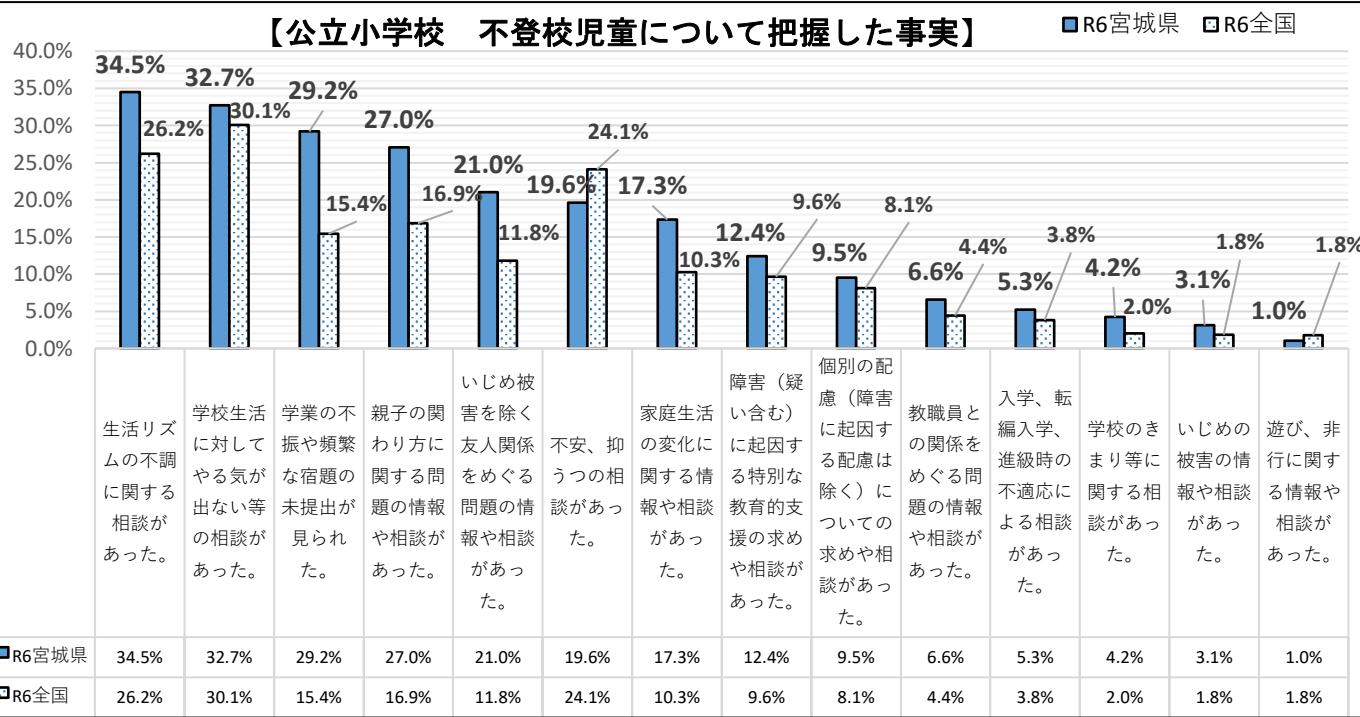
【小学校】不登校児童生徒について把握した事実(複数回答)



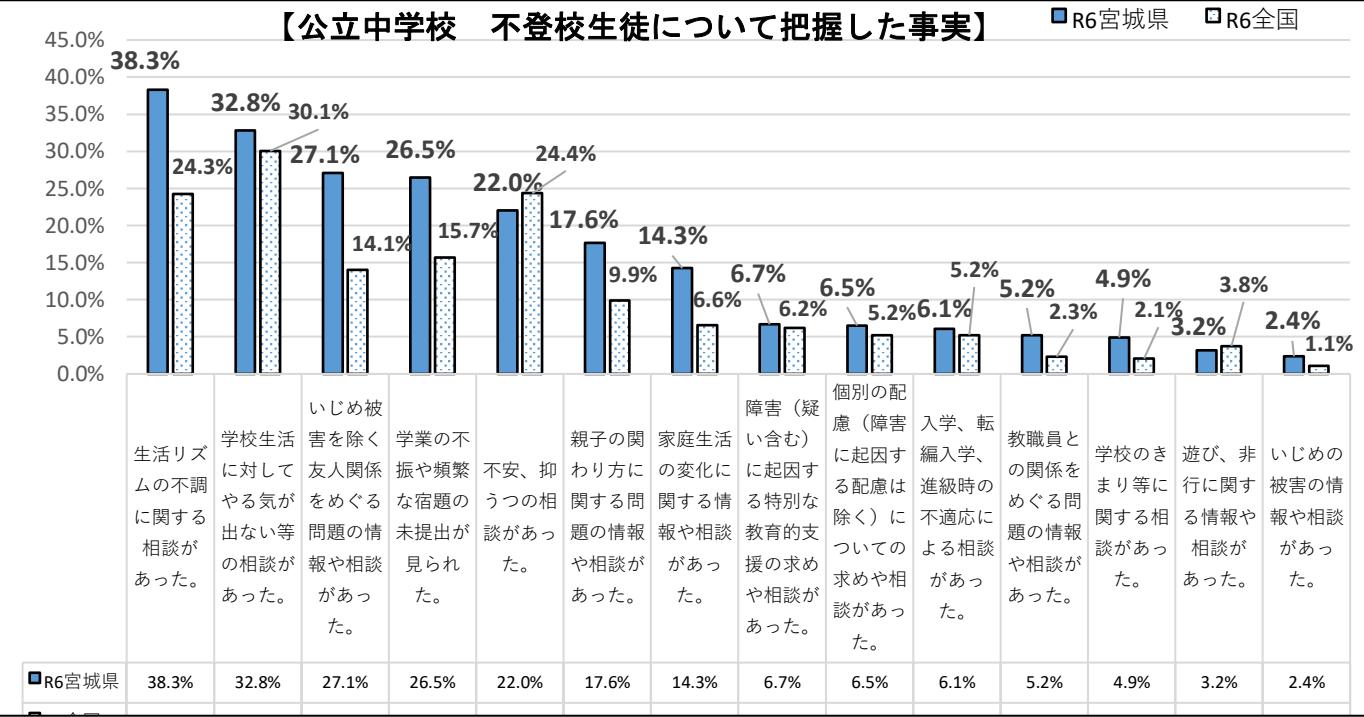
【中学校】不登校児童生徒について把握した事実(複数回答)



【公立小学校 不登校児童について把握した事実】



【公立中学校 不登校生徒について把握した事実】

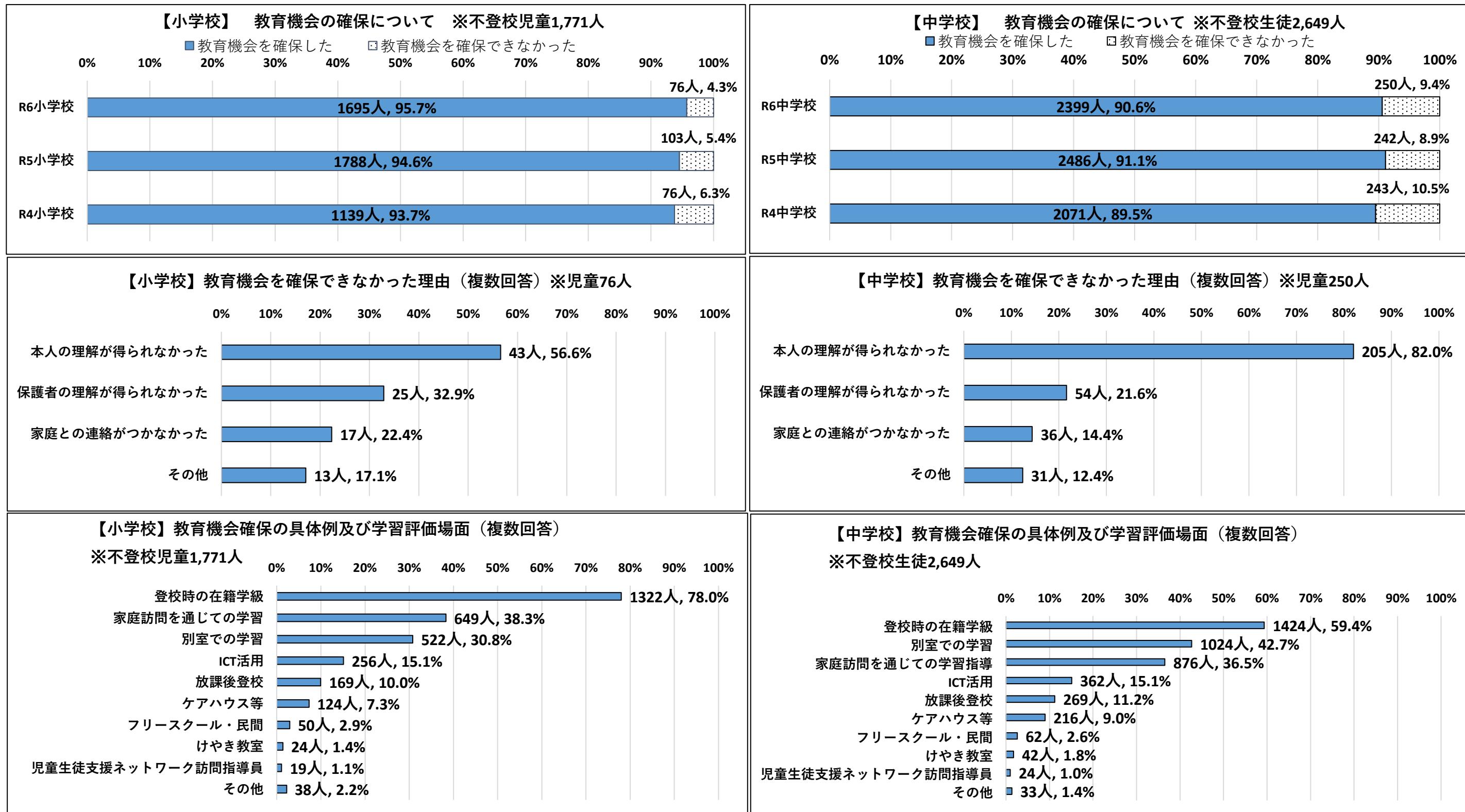


○小中学校ともに「生活リズムの不調に関する相談があった」が最も多い、続いて「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」が多くなっている。

○全国平均とのかい離で小中学校ともに10ポイント以上開きがあった項目は、「学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた」であった。「いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった」の項目では、小学校で9.2ポイント、中学校で13ポイントの開きがあった。

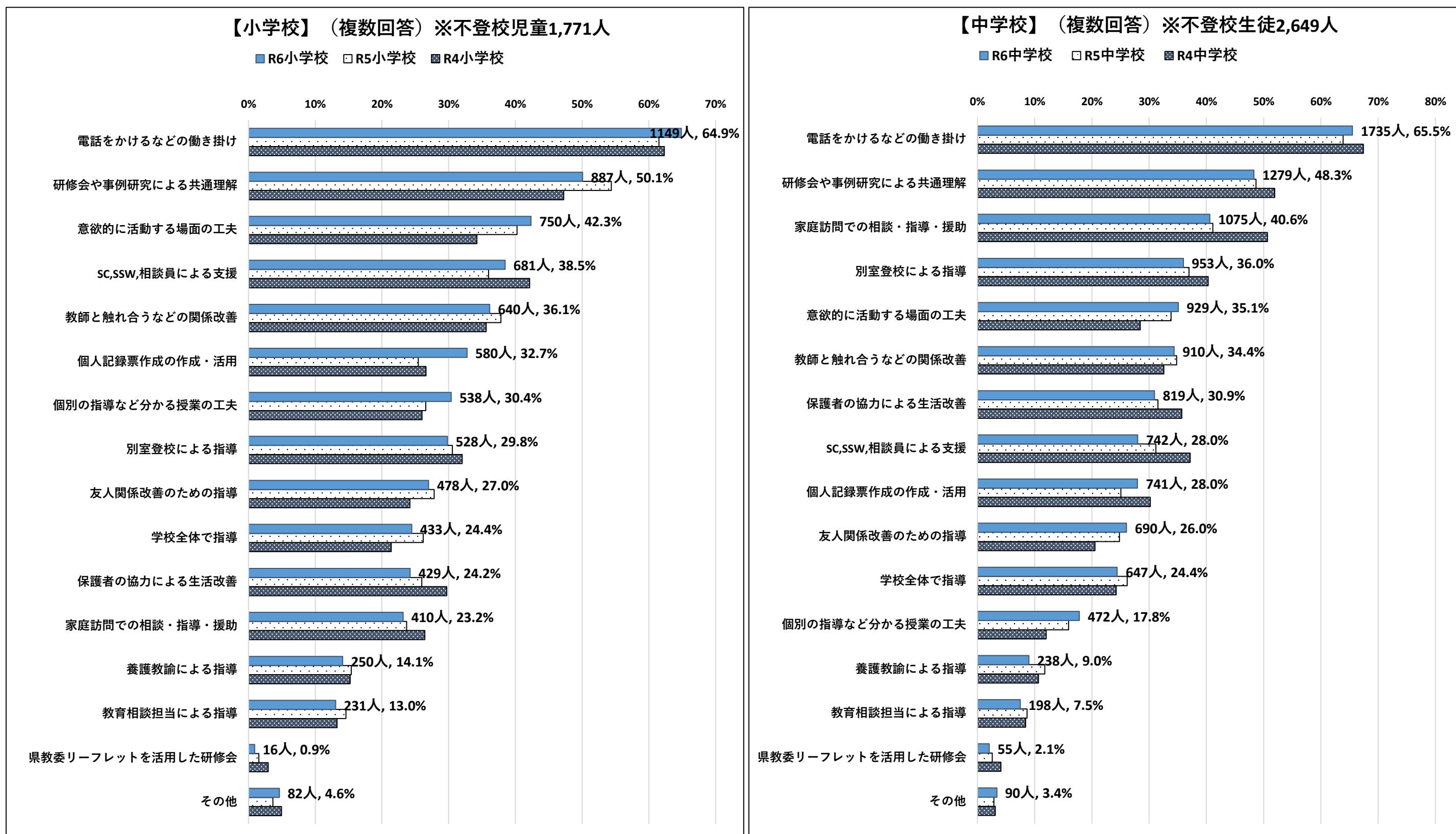
○小学校では「親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった」の項目が全国よりも10.1ポイント、中学校では「生活リズムの不調に関する相談があった」の項目が全国よりも14ポイント高くなっている。

(3) 教育機会確保法に基づく、多様な教育機会の確保



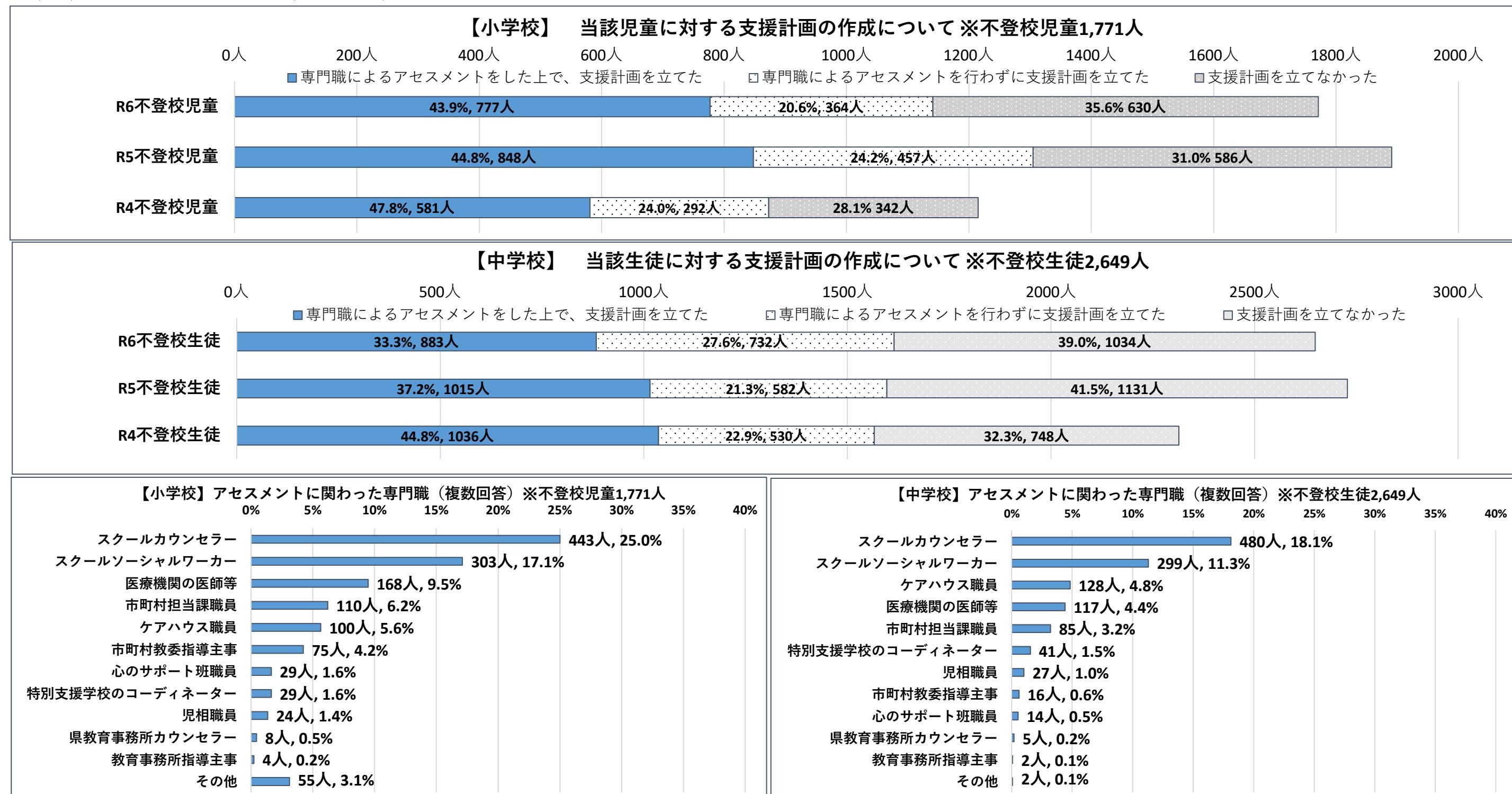
- 教育機会の確保については、小学校は前年度より1.1ポイント増加し、中学校では0.5ポイント減少している。
- 小中学校ともに教育機会を確保した例として「登校時の在籍学級での学習」が最も多く、次いで小学校では「家庭訪問を通じての学習」「別室での学習」、中学校では「別室での学習」「家庭訪問を通じての学習」の順に多くなっている。
- 小中学校ともに、教育機会を確保した場所で児童生徒が取り組んだ学習の成果について評価している。
- 教育機会を確保できなかった理由としては、小中学校ともに本人の理解が得られなかつたことが最も多い。

(4) 不登校児童生徒に対する学校内での取組（複数回答）



- 学校に登校していない児童生徒に対する学校の取組としては、小中学校ともに、「電話をかけるなどの働き掛け」「研修会や事例研究による共通理解」が多い。
- 小学校では、「意欲的に活動する場面の工夫」「SC、SSW、相談員による支援」が多い。
- 中学校では、「家庭訪問での相談・指導・援助」「別室登校による指導」に取り組んだ学校が多い。

(5) アセスメント（見立て）を踏まえた支援計画の作成



○小学校では全体の64.5%、中学校では60.9%が支援計画を立てて指導した一方で、支援計画を立てなかった児童生徒の割合は小学校35.6%、中学校39.0%となっている。

○専門職によるアセスメントを踏まえて支援計画を立てた児童生徒数は、小学校は777人で43.9%、中学校は883人で33.3%である。

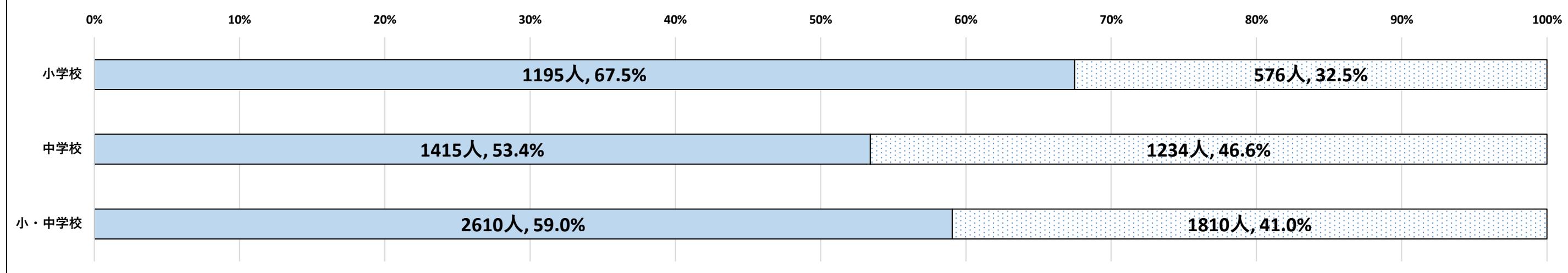
○専門職によるアセスメントは行わなかったが、支援計画を立てた児童生徒数は 小学校は364人で20.6%、中学校は732人で27.6%である。

○アセスメントに関わった専門職は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが多く、次いで小学校では医療機関の医師等、中学校ではケアハウス職員が多い。

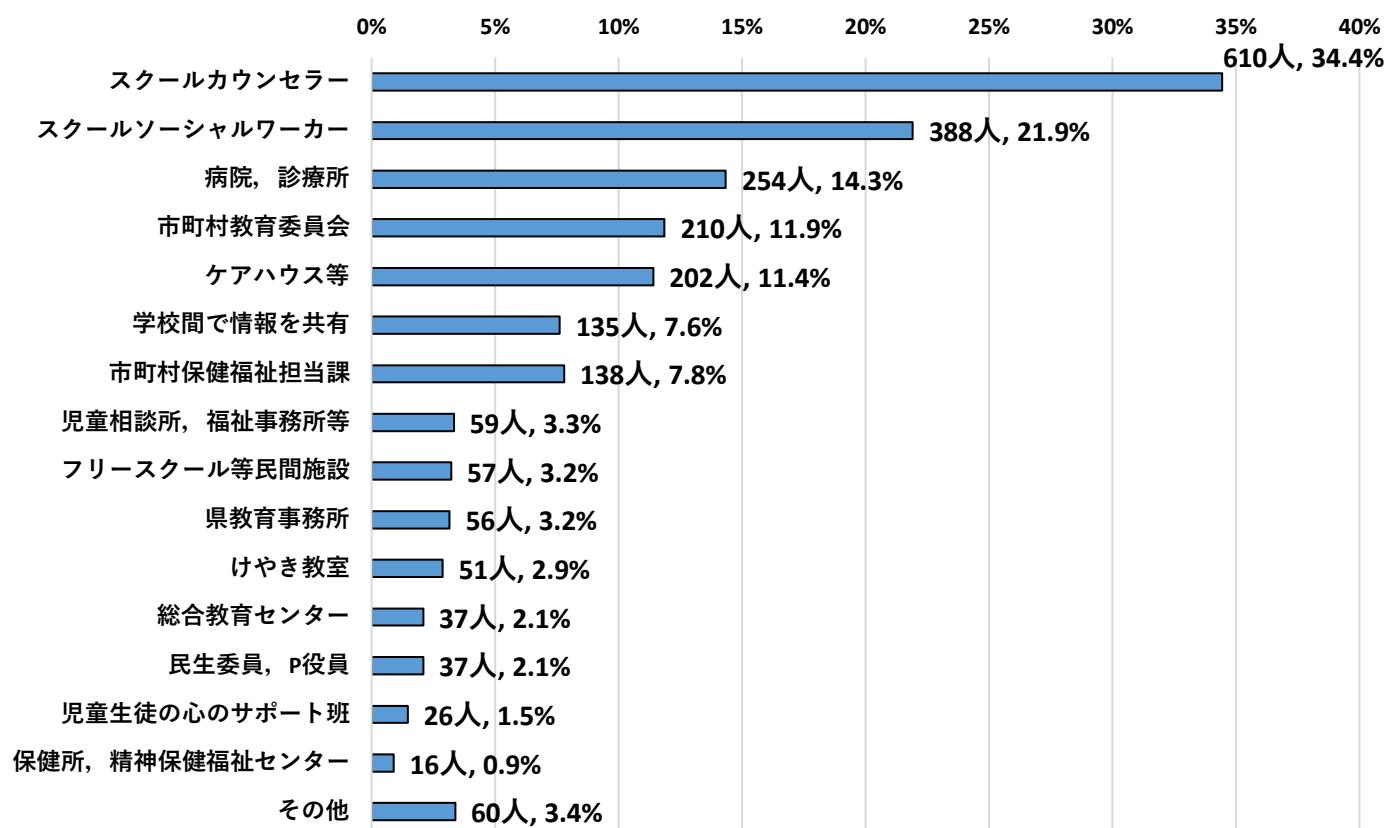
(6) 学校における他機関・病院等との連携

他機関・病院等との連携の有無 ※不登校児童1,771人、不登校生徒2,649人

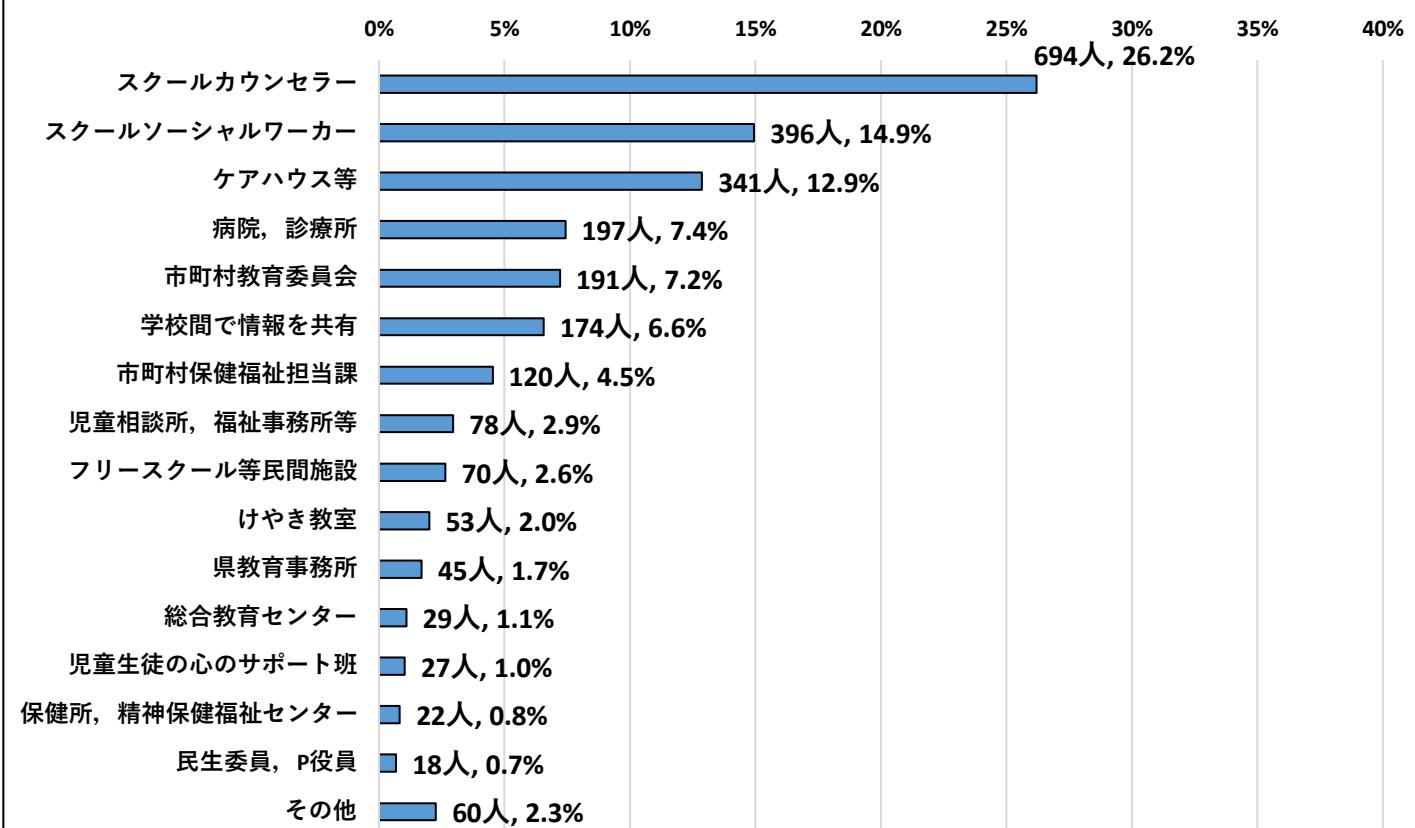
■連携した □連携しなかった



【小学校】 他機関との連携（複数回答）※不登校児童1,771人



【中学校】 他機関との連携（複数回答）※不登校生徒2,649人

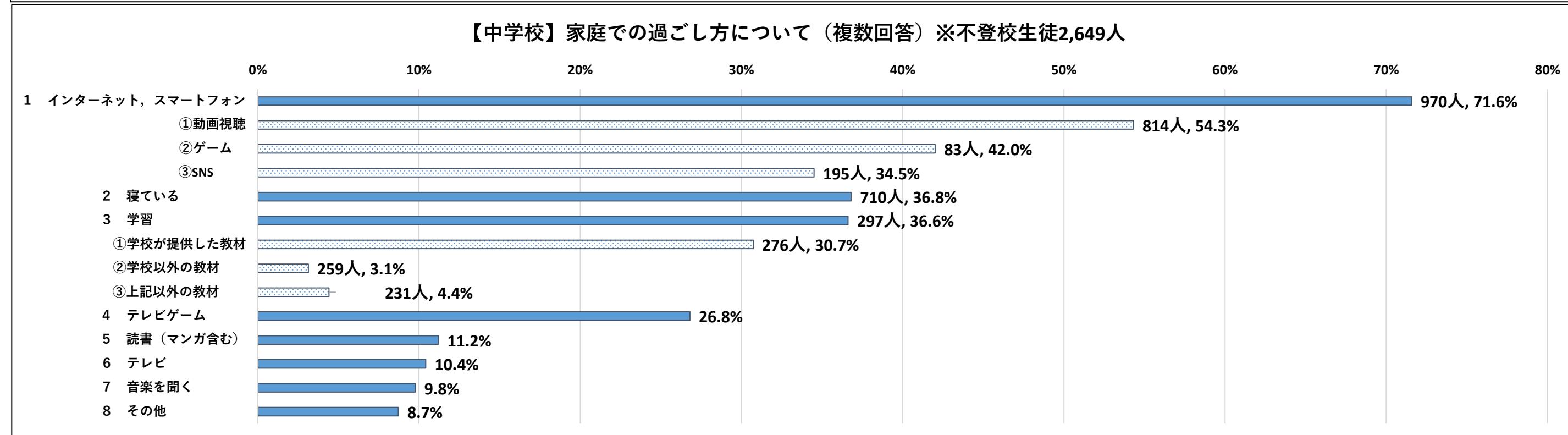
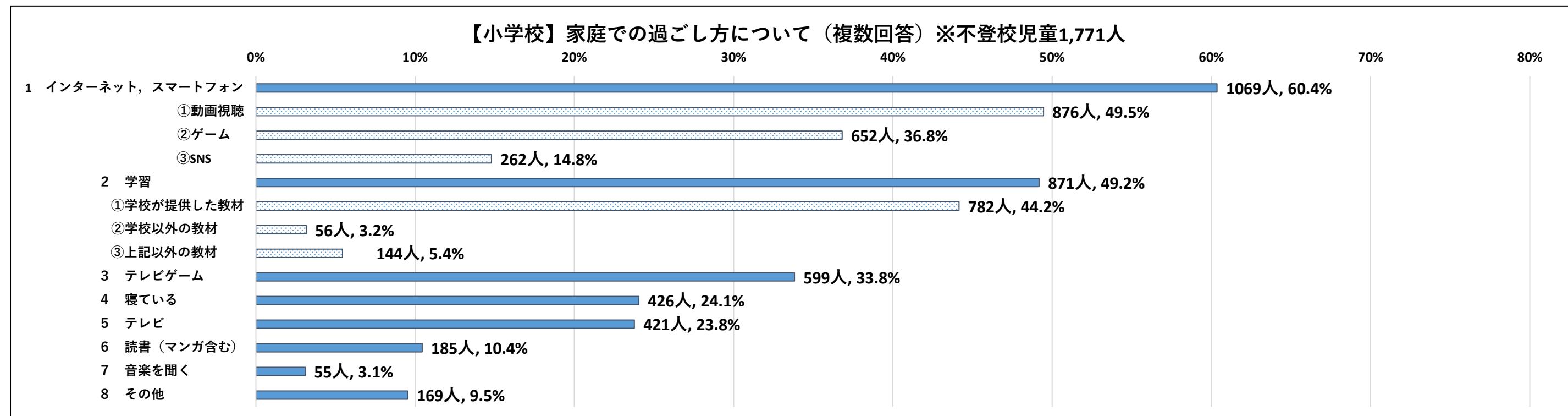


○小学校で他機関と連携した児童数は1,195人、連携しなかった児童数は576人である。

○中学校で他機関と連携した生徒数は1,415人、連携しなかった生徒数は1,234人である。

○小中学校ともにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携が多く、次いで小学校では、病院・診療所との連携が多く、中学校では、ケアハウスとの連携が多くなっている。

(7) 家庭での昼時間の過ごし方（複数回答）



- 小中学校ともに、昼間の家庭での過ごし方では、「インターネット・スマートフォン」の利用が多く、特に動画視聴やゲームが多い。
- 「学習」している割合は、小学校49.2%、中学校36.6%である。
- 「学校が提供した教材」に取り組んでいる割合は、小学校で44.2%、中学校で30.7%である。
- 昼の時間帯に「寝ている」割合は、小学校24.1%、中学校36.8%である。

(8) 宮城教育大学協力による分析結果より

1. 登校できるようになった（別室登校を含む）児童生徒数の割合が高い学校の取組について

- 登校できるようになった児童生徒（再登校群）については、友人関係の改善や教師との関係改善といった、環境を整える働き掛けの実施が多いことが示された。環境への働き掛けは家庭に対しても行われており、保護者の協力を得て、家族関係や家庭生活の改善を図ったことが示された。
- 小学校における再登校群では、別室での学習の他に、家庭訪問による対面指導や学習プリントを用いて、教育の機会が確保されていることが示された。中学校においては別室での学習によって、教育の機会が確保されていることが示された。また中学校における再登校群では、個人記録票の活用が多く見られた。今回の結果からは、再登校群では「環境の調整」、「学習の機会確保」といった個々のケースに合わせた対応がなされていると考えられる。

2. 「学び支援教室充実事業」（※1）や学校独自で別室を設けている学校とそれ以外の学校における不登校児童生徒の出現率や欠席状況について

- 分析結果から、学び支援教室が学習支援及び自立支援の場として活用されている状況や、教室復帰及び前向きな学習につながっていることが分かった。このことから、学び支援教室にて積極的に学びの機会を保障することが、児童生徒の教室復帰に有効であることが分かる。小学校においては、学級に入ることに不安を抱えた児童が一時的に学び支援教室を利用し、再び教室復帰していくための学びの場として機能している可能性がある。
- 中学校においては、既に不登校状況にある生徒の再登校支援には別室登校を活用し、通学中であるが不登校傾向のある生徒が不登校に至らないための未然防止には学び支援教室を活用するという、2つの機能分化が進んでいる可能性がある。中学生では、「別室あり群」において再登校率が高いという結果となった。中学校の学び支援教室は、「学習支援・自立支援の場」として積極的に活用されており、別室の活用に比べて、「再登校促進及び欠席日数減少」「人とのつながり確保」「教室復帰」「将来展望」といった多様な効果が上がっていることが分かる。

3. 「魅力ある・行きたくなる学校づくり」（※2）の実践校と、それ以外の学校の新規不登校数の割合や不登校出現率等について

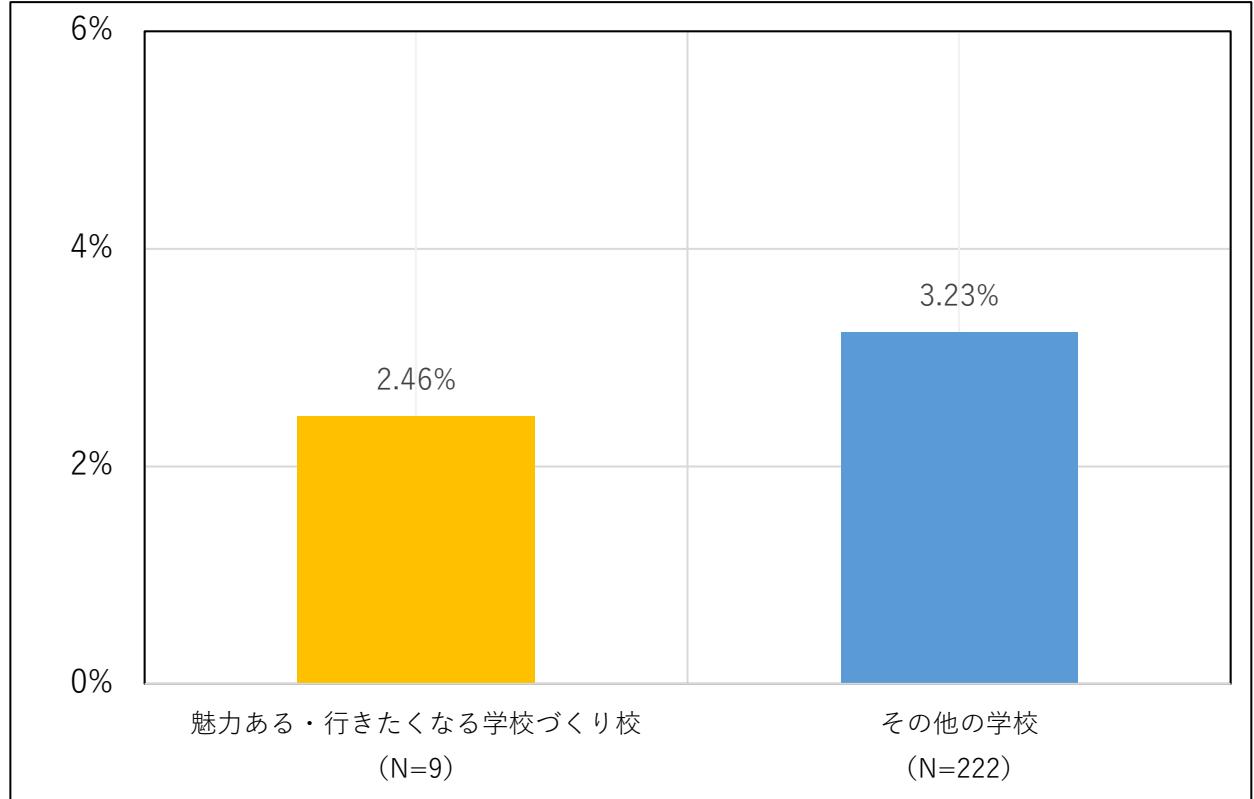
- 小学校全231校を「魅力ある・行きたくなる学校づくり校（9校）」と「それ以外の学校（222校）」の2群に分類し、それぞれにおける不登校出現率を算出したところ、魅力ある・行きたくなる学校づくり実践校の不登校出現率は2.46%、その他の学校は3.23%であった。魅力ある・行きたくなる学校づくり実践校では、小中連携が盛んに行われていることが分かった。平時的小中学校の交流や教職員連携の活発化は、登校に不安を抱える児童生徒に関する情報の引継ぎの充実にも繋がると考える。さらに家庭との連携にも努めていることが分かった。登校に不安を抱える児童生徒の早期発見、早期解決だけではなく、その予防の上でも家庭との連携は重要と思われるため、有効な取組と言える。
- 中学校全128校を「魅力ある・行きたくなる学校づくり（4校）」と「それ以外の学校（124校）」の2群に分類し、それぞれの不登校出現率を算出したところ、魅力ある・行きたくなる学校づくり校の不登校出現率は5.89%、その他の学校は8.92%であり、魅力ある・行きたくなる学校づくり実践校では、不登校出現率が他の学校よりも低かった。再登校率が高い中学校では、「魅力ある・行きたくなる学校づくり」において、家庭での学習時間の確保に対する働き掛けを「十分にできた」と捉えている傾向がある。加えて再登校率高群では、空き時間の教員が別室登校の生徒に対応している傾向がある。

【魅力ある・行きたくなる学校づくり推進校とそれ以外の学校の不登校出現率比較】

【小学校】

不登校児童数および不登校出現率

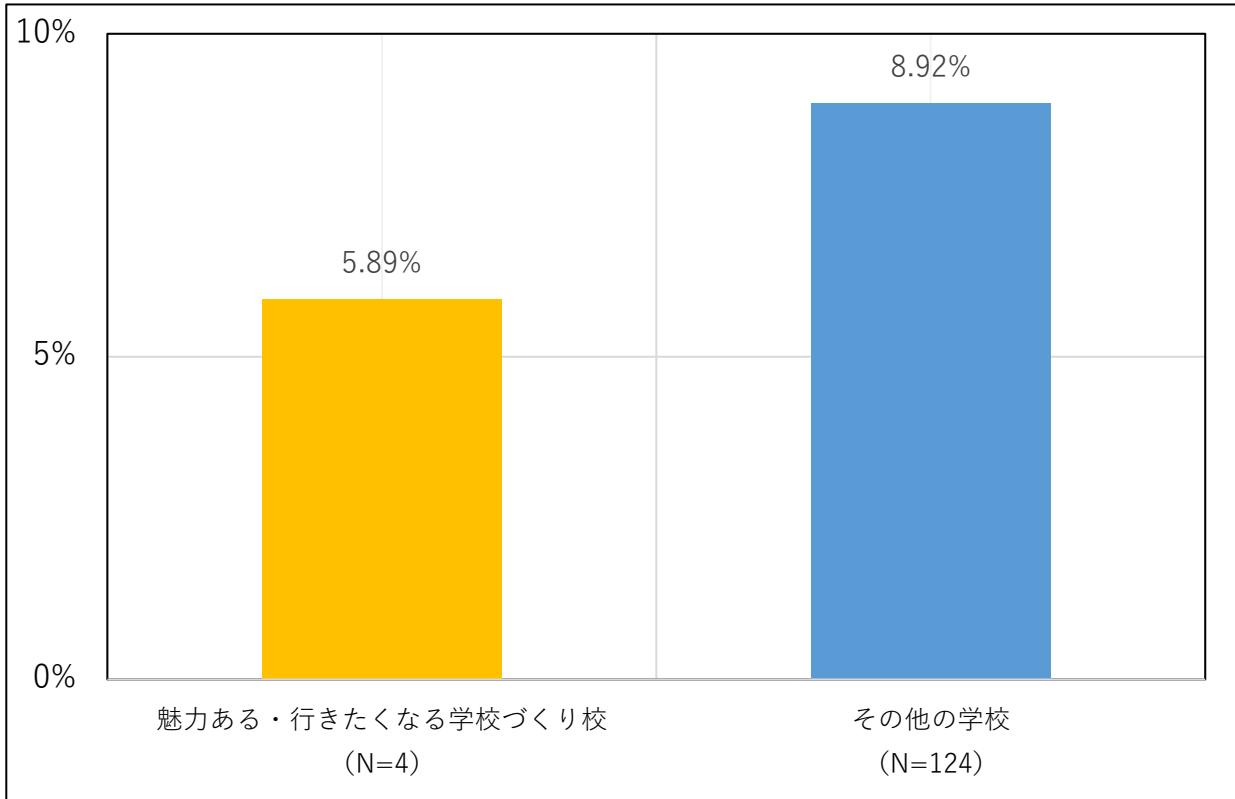
	全校児童数	不登校児童数	不登校出現率
魅力ある・行きたくなる学校づくり推進校 (9校)	1829人	45人	2.46%
その他の学校 (222校)	53403人	1726人	3.23%
合計 231校	55232人	1771人	3.21%



【中学校】

不登校生徒数および不登校出現率

	全校生徒数	不登校生徒数	不登校出現率
魅力ある・行きたくなる学校づくり推進校 (4校)	984人	58人	5.89%
その他の学校 (124校)	29034人	2591人	8.92%
合計 128校	30018人	2649人	8.82%



※1 学び支援教室支援事業

○学校に登校していない児童生徒及び登校することに不安を抱える児童生徒、教室で過ごすことに不安を抱える児童生徒等の社会的自立を目指し、学習支援と自立支援を図る学び支援教室を校内に設置することで、組織的な支援の充実を図る。

○令和7年度学び支援教室実践校 ※26市町40校)

※2 魅力ある・行きたくなる学校づくり

○あらゆる教育活動で「居場所づくり」と「絆づくり」に取り組む。教職員が安心安全な学校づくりを通して「居場所」をつくり、児童生徒が主体的に取り組む活動を通して自ら「絆」をつくる。

○各教育事務所管内において具体的な実践のモデルとなる市町村を推進地区に指定し、市町村の中学校区内において、その研究手法を普及する。

- ・推進地区の中学校区は、年3回の児童生徒への意識調査を活用したP D C Aサイクルに基づく計画的・組織的な取組を実施
- ・指定期間を2年間とし、2年目は研究手法を域内に普及
- ・先進地区等から講師を招いての研修会及び先進地区への視察を実施

○令和7年度推進地区（塩竈市、石巻市、涌谷町、気仙沼市）※4市町13校

【令和6年度実施（新規）】

塩竈市：玉川中学校、玉川小学校、月見ヶ丘小学校

石巻市：桃生中学校、桃生小学校、中津山第一小学校、中津山第二小学校

【令和5、6年度実施】

涌谷町：涌谷中学校、涌谷第一小学校、月将館小学校、笠岳白山小学校

気仙沼市：松岩中学校、松岩小学校

(9) 今後の対応について

1 全ての児童生徒にとって「魅力ある・行きたくなる学校づくり」の更なる推進

「不登校児童生徒について把握した事実」として、小中学校ともに全国平均との乖離が10ポイント以上の項目は、「学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた」であった。また「いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった」は、小学校で9.2ポイント、中学校で13ポイントの開きがあった。さらに小学校では、「親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった」が10.1ポイント、中学校では、「生活リズムの不調に関する相談があった」が14ポイント全国よりも高くなっている。以上のことから県教育委員会としては、全ての児童生徒が居場所を感じて安心して学校生活を送ることができるようにするとともに、児童生徒にとって学ぶ意義や有用性を実感できるように引き続き支援を行っていく。以下の点に留意するよう市町村教育委員会を通して各学校に働き掛けを行う。

- ・学業の不振や宿題の未提出が見られた事実が全国よりも多いことを踏まえ、どの児童生徒も分かる授業、面白い授業を心掛けるとともに、保護者の協力を得て、家庭学習の時間の確保に対する働き掛けを継続する。
- ・登校していない日の時間帯に家庭学習に取り組む小学生が約5割、中学生が約4割いることから、家庭訪問の際は、児童生徒の顔を見て励ましの声掛けを行うとともに、学習プリント等を配付し、家庭学習への取組を促す。家庭学習の状況を的確に把握するように努め、励ましや評価等のフィードバックを行う。
- ・友人関係の改善や教師との関係改善といった、環境を整える働き掛けを行うためには、担任が一人で抱え込みず、学年職員や養護教諭、管理職で情報を共有するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職と連携を図り組織的な対応を図る。
- ・学校に登校しない児童生徒の早期発見・早期対応だけではなく、その予防の上でも家庭や地域の方々との連携に努める。

2 適切なアセスメント（見立て）に基づく組織的・計画的な児童生徒支援の充実

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職によるアセスメントを基に、支援計画を作成した児童生徒数は前年度よりも減少している。学校に登校していない児童生徒一人一人に応じた働き掛け、支援を行うためには、専門職の視点を入れた適切なアセスメントを踏まえた支援計画を作成し、チームとして組織的に支援し、計画が有効かどうか検証を重ねていくことが重要である。県教育委員会として、専門職を交えたアセスメントを踏まえた支援計画を作成を促すとともに、定期的に支援の方向性を検証し、組織的な支援につながるように支援するよう市町村教育委員会と連携を図る。

- 支援計画の作成にあたっては以下の点に留意する。
- ・個別の支援計画作成にあたっては、児童生徒等支援シート※1を参考に、児童生徒や保護者の意向を踏まえた計画となるように配慮する。小学校で作成した個別の支援計画については、中学校に確実に引き継ぐとともに、中学校では、小学校で作成した支援計画を生かし、生徒や保護者の願い、支援の方向性を加えたものの活用を図る。
 - ・専門職が行うアセスメントは、スクールカウンセラーが行う心理面、スクールソーシャルワーカーや児童相談所職員であれば、児童生徒がおかれている環境（社会面）からのアセスメントが可能であり、専門職や外部機関と積極的に連携を図りながら支援計画を作成する。
 - ・個別の支援計画作成の主体は学校であり、作成に当たっては、アセスメントに係るリーフレット※2や学級担任や学年担当のみならず、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職によるアセスメント、別室対応にあたる職員、みやぎ子どもの心のケアハウス等の学校以外の場で学ぶ児童生徒を支援する※3関係機関の情報を活用する。

3 学校における他機関等との連携

学校に登校していない児童生徒の要因や背景はさまざまであることから、関係機関と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で、適切な支援や働き掛けを行う必要がある。生活リズムの不調を訴える児童生徒については、家庭の理解と協力を得た上で、生活習慣の改善を働き掛けしていくことが重要である。他機関と連携した児童は68.5%、生徒は53.4%に留まっていることから、県教育委員会としては、日頃から学校と家庭、教育支援センター、フリースクール等の民間施設、市町村保健福祉担当課、医療福祉施設等関係機関と積極的に連携を図るよう引き続き働き掛けを行う。

- ・教育支援センター等関係機関と定期的に情報共有を行い、児童生徒の教育活動を的確に把握することにより、学習評価や指導要録上の出席扱いになるよう積極的に連携を図る。
- ・家庭の理解が得られず、支援が難しい児童生徒がいる場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療機関、市町村保健福祉担当課の保健師等と連携し、働き掛けを継続する。

※1 「児童生徒等支援シート（参考様式）」の送付について（令和5年5月23日付け義号外）

※2 「不登校の要因や背景を的確に把握するために～教職員＋S C、S S Wによるアセスメントで効果的な支援を～」（令和2年9月宮城県教育委員会）

https://www.pref.miyagi.jp/documents/1275/815602_1.pdf



※3 「学校以外の場で学ぶ児童生徒を支援するための連携に関するガイドライン」（令和5年2月宮城県教育委員会）

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/1275/20230217.pdf>

